

会計年度任用職員の給与改定について

議案第139号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第147号

大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和5年12月14日(木) 総務部人事課

総務常任委員会資料

(議案第139号、議案第147号)



1 改正を必要とする条例

- ①大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- ②大津市職員の育児休業等に関する条例

2 改正の趣旨

令和5年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告を受け、国家公務員、滋賀県職員等との均衡を図るため、勧告の内容を踏まえ給料表及び期末手当支給月数について所要の改正を行う。

また、地方自治法の改正により、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行う。
(育休条例については、育児休業をしている職員のうち勤勉手当の支給を受ける職員に関する条文のうち会計年度任用職員を除く規定を削除する。)

総務常任委員会資料

(議案第139号、議案第147号)



3 実施時期

① 給料表及び期末手当支給月数(令和5年12月期)の改正

令和5年4月1日施行

※会計年度任用職員については、これまで翌年度からの適用としてきたが、人事院の指針が改正され、国の非常勤職員においても、常勤職員の給与が改定された場合に、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定するよう努めるとされたことを踏まえ、本市会計年度任用職員においても正規職員と同様に適用の時期を令和5年4月に遡及して改正を行う。

② 勤勉手当に関する規定の創設及び期末手当支給月数(令和6年度以降)の改正

令和6年4月1日施行

総務常任委員会資料

(議案第139号、議案第147号)



4 改正内容

・給料

国の給料表が改定となっていることを踏まえ、本市の給料表においても国の給料表に対応する号給について同様の改定を行う。

(参考)会計年度任用職員の行政職給料表の改定額 : 月額8,700円から12,000円

・期末手当

滋賀県の改定に準じて0.05月分の引き上げを行う。また、令和6年度以降は、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた部分を月数から減じて、正規職員と同様の月数で支給する。

期末手当	6月期	12月期	計
令和5年度	1. 275月	1. 275月	2. 55月
令和5年度(改正①後)	1. 275月	<u>1. 325月</u>	<u>2. 60月</u>
令和6年度(改正②後)	<u>1. 225月</u>	<u>1. 225月</u>	<u>2. 45月</u>

総務常任委員会資料

(議案第139号、議案第147号)



4 改正内容

・勤勉手当

地方自治法の改正により、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、国家公務員、滋賀県職員等との均衡を図るため、本市会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行う。

これまで、地方自治法上は、フルタイム会計年度任用職員のみ支給の規定があったが国の事務処理マニュアルにおいて支給しないことを基本とするよう示されていた。

今般、地方自治法の改正により、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が規定されるとともに、同マニュアルも改訂され、フルタイム・パートタイムともに対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきとされたもの。

支給対象 : 任期の定めが6月以上の会計年度任用職員(期末手当と同様)

勤勉手当	6月期	12月期	計
令和6年度	1. 025月	1. 025月	2. 05月

実際の支給額は、給料・地域手当の月額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額

総務常任委員会資料

(議案第139号、議案第147号)



5 影響額

影響額(共済費を除く。)

(単位:千円)

年度	給料・報酬	期末手当	勤勉手当	合計
令和5年度	266,844	35,722	0	302,566
令和6年度	—	△22,592	611,000	588,408
合計	266,844	13,130	611,000	890,974

【具体例】 事務補助 週35時間勤務(7時間×5日)の1年目給与

(単位:円)

	本給月額	本給年額	期末手当	勤勉手当	合計
改正前	<u>149,131</u>	1,789,572	380,284	0	2,169,856
改正後	<u>161,054</u>	1,932,648	394,582	330,160	2,657,390
差額	<u>11,923</u>	143,076	14,298	330,160	487,534